

## 東栄町学校運営協議会の概要（最終案）

## 1. 設置理由

東栄町では、これまで地域に学び、地域に開かれた学校づくりによって、地域の方に協力いただきながら学校教育活動を推進して来た。その一方で、急速な社会の変化や価値観の多様化等により、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化、多様化している。

そこで、多様な視点や力を活かしながら地域全体で将来につながる人づくりをさらに進めるため、学校と地域が共通の目的をもって連携や協働をするための仕組づくりとして、令和6年4月にとうえいコミュニティスクール（仮称）を設置する。

設置にあたっては、これまでの取り組みや連携を十分に活かしながら、理念の実現を目指すことと関係者と十分に共有する。（参照：今ある取り組みを活かして）

なお、本来の「学校運営協議会（コミュニティスクール）」とは、学校運営協議会を設置した学校を指すが、東栄町においては、話し合いの場である「学校運営協議会」と実現のためにつながる場である「地域学校協働本部」が両輪として機能してこそ、本来の目的が達成されるものであることから、これら全体を指して「とうえいコミュニティスクール（以下「とうえい CS」という。）」とする。

## 2. 理念

町の文化や歴史を大切にしながら、未来を担う子どもたちを地域全体で育むことで、「将来につながる人づくり」を目指す。

## 3. 実施体制

別添 概要図（案）のとおり

## 4. 学校運営協議会（設置規則の制定及び教育委員会規則の改正）

(1) 機能	<p>① 承認等 詳細は（3）の1）参照</p> <p>保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加し、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有しながら、目標の実現に向けて話し合う場</p> <p>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。</li> <li>・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。</li> <li>・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。</li> </ul> <p>② CS 理念の実現に向けた熟議・検証・参画促進・周知・教育委員会へ報告 詳細は（3）の2）参照</p>

(2) 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる者を含む委員12名以内をもって組織する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 保護者の代表</li> <li>2) 地域の代表</li> <li>3) 社会教育活動に関わりのある者</li> <li>4) 地域づくり活動に関わりのある者</li> <li>5) 東栄小学校長</li> <li>6) 東栄中学校長</li> <li>7) とうえい保育園長</li> <li>8) その他教育委員会が適当と認める者</li> </ul> </li> <li>・任命に当たっては、当該学校の校長から意見を聴取する。</li> <li>・委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</li> <li>・任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、初年度となる令和6年度は、検討委員会からの流れを活かし任期は1年とする。</li> <li>・報酬は、東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく。(日額7,000円 その職務が4時間以下の場合 3,500円)</li> </ul>
(3) 所掌事項 1) 承認事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①校長は毎年度、次に掲げる事項について学校運営方針を作成し、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の承認を得なければならない。(承認)           <ul style="list-style-type: none"> <li>②教育目標及び学校経営方針</li> <li>③教育課程の編成に関すること</li> <li>④組織編制に関すること</li> <li>⑤学校行事の計画に関すること</li> <li>⑥その他校長が必要と認めること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は、上記の規定により承認された方針に従って学校を運営する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。上記①で承認された基本的方針の実現に資する事項であり、個人を特定しての事項、分限処分・懲戒処分などは対象外。</li> </ul>
(3) 2) 取扱事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①委員が全員参加し、理念の実現に向け、対等な立場で熟議する。</li> <li>②対象学校の運営状況について、毎年度1回以上検証(学校評価、協議会の自己評価、とうえいCSの自己評価及び検証)を行う。</li> <li>③対象学校の運営等について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように努める。</li> <li>④協議結果の情報提供・周知(学校だより等・ブログ・PTA役員会・広報誌・とうえいチャンネル等)</li> <li>⑤教育委員会への報告</li> </ul>
(4) その他	<p>協議会は原則公表とする。年間スケジュールは別添案を参照。</p> <p>協議会事務局(以下「CSコーディネーター」という。)は、地域学校協働本部の地域活動推進員が兼ねることもできる。</p>

## 5. 地域学校協働本部（設置要綱制定）

(1) 機能	<p><b>【地域学校協働本部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動を推進するための緩やかなネットワーク体制</li> <li>・全体の企画・調整</li> <li>・多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の推進</li> <li>・継続的かつ安定的な地域学校協働活動の推進</li> </ul> <p><b>【地域学校協働活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く地域住民等が参画し、とうえいCSの理念に向かって、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動</li> </ul>
(2) 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動推進員、学校関係者、その他教育委員会が必要と認める者によって組織する。</li> <li>・地域学校協働活動推進員は、協議会での協議を踏まえ協働活動の企画調整を行う。</li> <li>・地域活動推進員を補佐する協力推進員を置くことができる。</li> <li>・必要に応じて部会を設置することができる。</li> </ul>
(3) 所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会が目指す理念を実現するための協働活動を行う。</li> <li>・協働活動に関する計画を策定する。</li> <li>・協働活動推進のための体制を整備する。</li> <li>・協働活動への地域住民等の参画を促進する。</li> <li>・協働活動の評価を行い、教育委員会へ報告する。</li> </ul>
(4) その他	年間スケジュールは別添案を参照

## 6. とうえいCSの方向性

令和3～5年度 準備・検討期間

令和6年度 設置・運営開始・第1期計画期間 1年目

令和7年度 第2期計画期間に向け、理念の見直し及び次の10年の見通し検討

令和8年度 第2期計画期間開始（その後、中間年度見直し）

※以下、総合計画期間に合わせたサイクルで「理念や見通し」をチェック

（年度）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8～11	R12	R13～16	R17	R18～
CS	地域連携教育情報交換会	検討委員会		設置（第1期）		→ 第2期（R8～17）			→ 第3期（R18～27）	
内容	CS設置に向けた準備・検討		熟議（理念・今後の見通し）			中間見直し		次期見直し	※R22で中間見直し	

## 7. 規則及び組織体制等

### (1) 学校運営協議会

- 1) 東栄町学校運営協議会設置規則を制定
- 2) 令和6年度の構成員（事務局である教育委員会を除き12名以内）

部門	所属
(1) 保護者の代表	小学校PTA役員
	中学校PTA役員
(2) 地域の代表	東栄町区長会長
(3) 社会教育活動に関わりのある者	社会教育審議会の代表者
(4) 地域づくり活動に関わりのある者	子育てネットワーカーの代表者
	体育協会の代表者
	子どもに関わる活動の経験者
(5) 東栄町立とうえい保育園長	とうえい保育園長
(6) 対象学校の校長	東栄小学校長
	東栄中学校長
(7) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	地域活動推進員

### 3) 設置の場所

東栄町大字本郷字大森3-7（東栄町教育委員会事務局内）

### 4) 事務局の体制

CSコーディネーターとして会見年度任用職員を採用予定

### (2) 地域学校協働本部

- 1) 東栄町地域学校協働本部設置要綱を制定
- 2) 令和6年度の協働本部の体制

ふるさと学習部会	安心安全部会	放課後部会
従来の活動を活かし、地域に学ぶ活動を充実させる	通学路交通安全対策協議会とも連携し、学校内外の安全確保や防災への取組を推進させる	部活動の地域移行・地域連携のあり方や方向性を検討する
社会福祉協議会		
観光まちづくり協会		スポーツ推進員
商工会	防災士会	NPO法人
森林組合	郵便局	愛知東農協

### 3) 設置の場所

東栄町大字本郷字大森3-7（東栄町教育委員会事務局内）

### 4) 事務局の体制

地域活動推進員設置要綱を制定し、推進員1名を委嘱予定

## 8. 参考 設置に至る背景

### (1) 東栄町の地域に開かれた学校づくりとしてのこれまでの取り組み等

#### 1) 小学校の現状

- ・学校評議員会と同様の目的の運営協力者の会を設置。区長及び副区長に来校してもらい、運営方針の説明や報告を行う会。評価結果は区長会で報告している。
- ・保護者、スクールガード、児童、運営協力者の会からの評価を集約して「学校評価」とし、まとめた対応策に沿って対応している。
- ・学期毎に、学校公開週間を設けており、保護者のみならず地域の人も来校し、学校の様子を知ることができる。
- ・地域の方や団体の協力を得て、米作りや木育教室、まち歩き等によってふるさとを学ぶ機会を設けている。

#### 2) 中学校の現状

- ・1年生で地域のことを知るフィールドワークを実施し、2年生では職場体験を実施。多くの生徒が町内の事業者等に体験に出向いている。これらは、学校文化祭（明神祭）等で報告会を実施している。

#### 3) 地域連携教育情報交換会

- ・令和3年度に、小中学校、関係団体、教育委員会が構成員となり設置。
- ・それぞれの取り組みやそれにより得られた効果等を共有する場となった。学校運営協議会や地域学校協働本部等についても、情報提供を行ってきた。
- ・令和5年度はこれまでの活動を踏まえて令和6年4月の学校運営協議会等の設置に向けた検討を進めることとし、令和4年度末を持って解消した。

#### 4) 令和5年度教育大綱

- ・学校運営協議会を組織して、保育園や学校、保護者だけでなく、地域の皆さんにも教育に関心を持って子どもたちに関われる体制を整えていく。

#### 5) 東栄町第6次総合計画

ア) 前期計画（平成28～令和2年度：地域住民を講師にした学習指導、部活動指導、ふるさと学習、職業体験などの総合的な学習の推進を目指す。）

イ) 後期計画（令和3～7年度）：学校と地域の連携・協働が今まで以上に重視されていることから、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の設置を目指す。

## (2) 国の動向

学校運営協議会は、平成 16 年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により制度化。以降、地域と連携した取り組みが組織的に行えるようになったことの成果等が各地で認められてきた。他方、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保等、学校を取り巻く課題はますます複雑化・困難化しており、こうした課題を解決し、子どもたちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、学校と地域の組織的・継続的な連携を可能とする協議会について、更なる活動の充実と設置の促進を図る必要があるとの認識の下、平成 29 年 4 月 1 日から改正地教行法が施行された。

（参考：文部科学省 HP

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第 47 条の 5）条文解説）

### 平成 29 年の主な改正のポイント

- ①学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされた
- ②学校運営への必要な支援についても協議すること
- ③学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行うものを追加
- ④教職員の任用に関する意見の範囲を、教育委員会規則で定めること
- ⑤複数校で一つの学校運営協議会の設置が可能に
- ⑥協議結果を地域住民に積極的に情報提供することの努力義務化

## (3) 従来の制度：学校評議員制度

学校教育法施行規則に基づく制度として、平成 12 年 4 月施行

第 49 条：小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

第 79 条：…第 49 条まで、…第 68 条までの規定は、中学校に準用する。

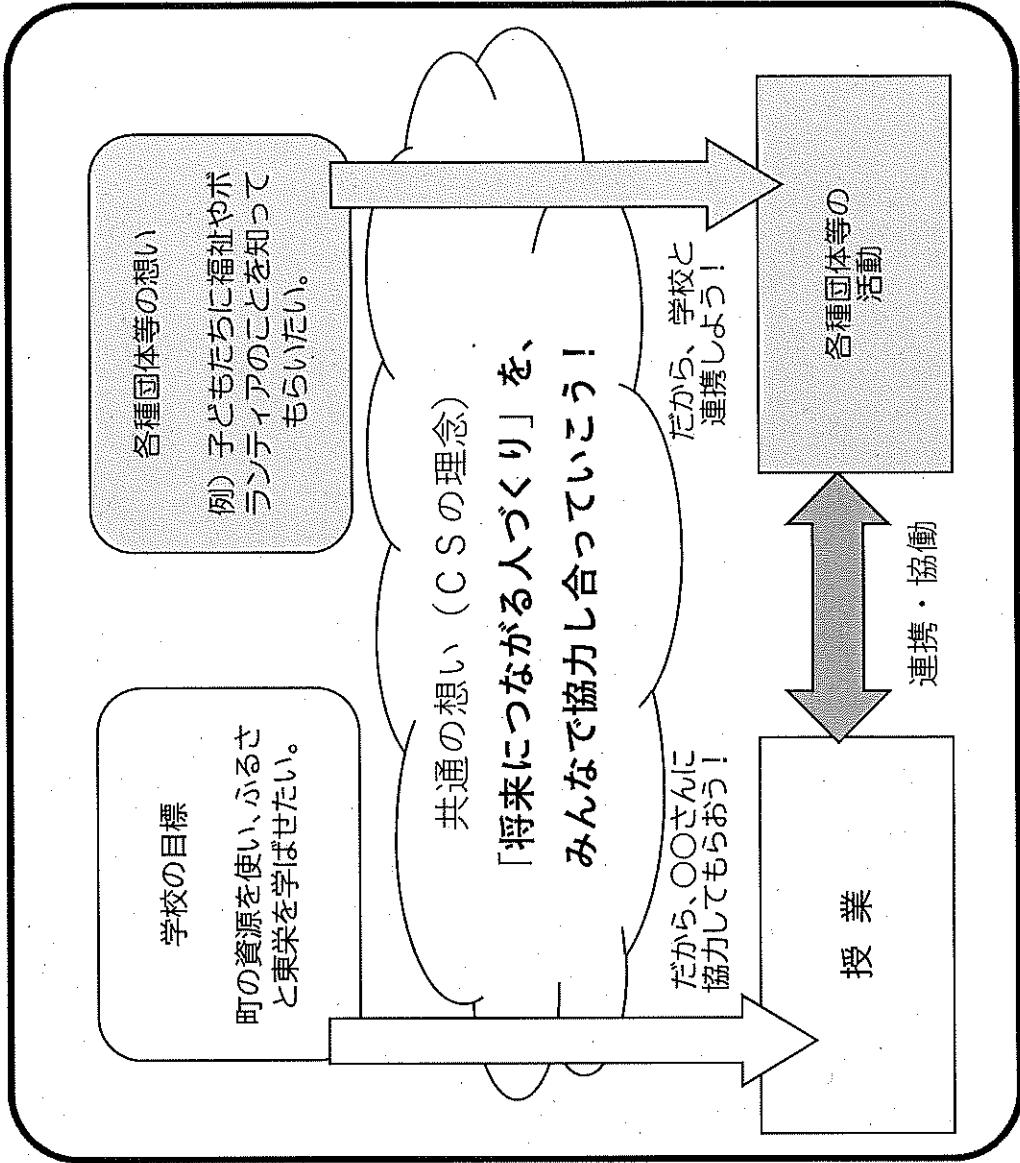
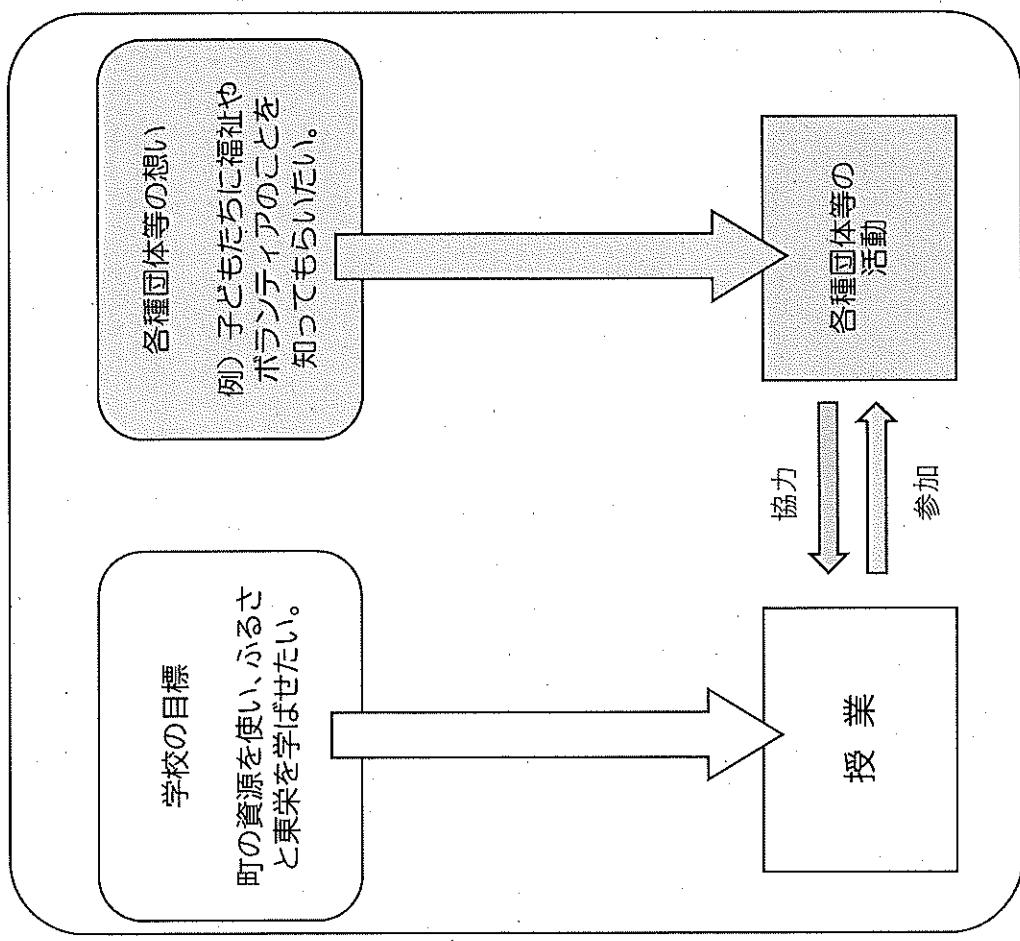
### 【要点】

- ・学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に設置することができる。
- ・これにより、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。
  - ・学校や地域の実情に応じて、学校評議員を置くことができる。
  - ・学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
  - ・学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有する者のうちから、校長の推薦により、設置者が委嘱する。

## 【イメージ図】 今ある取り組みを活かして

これまで

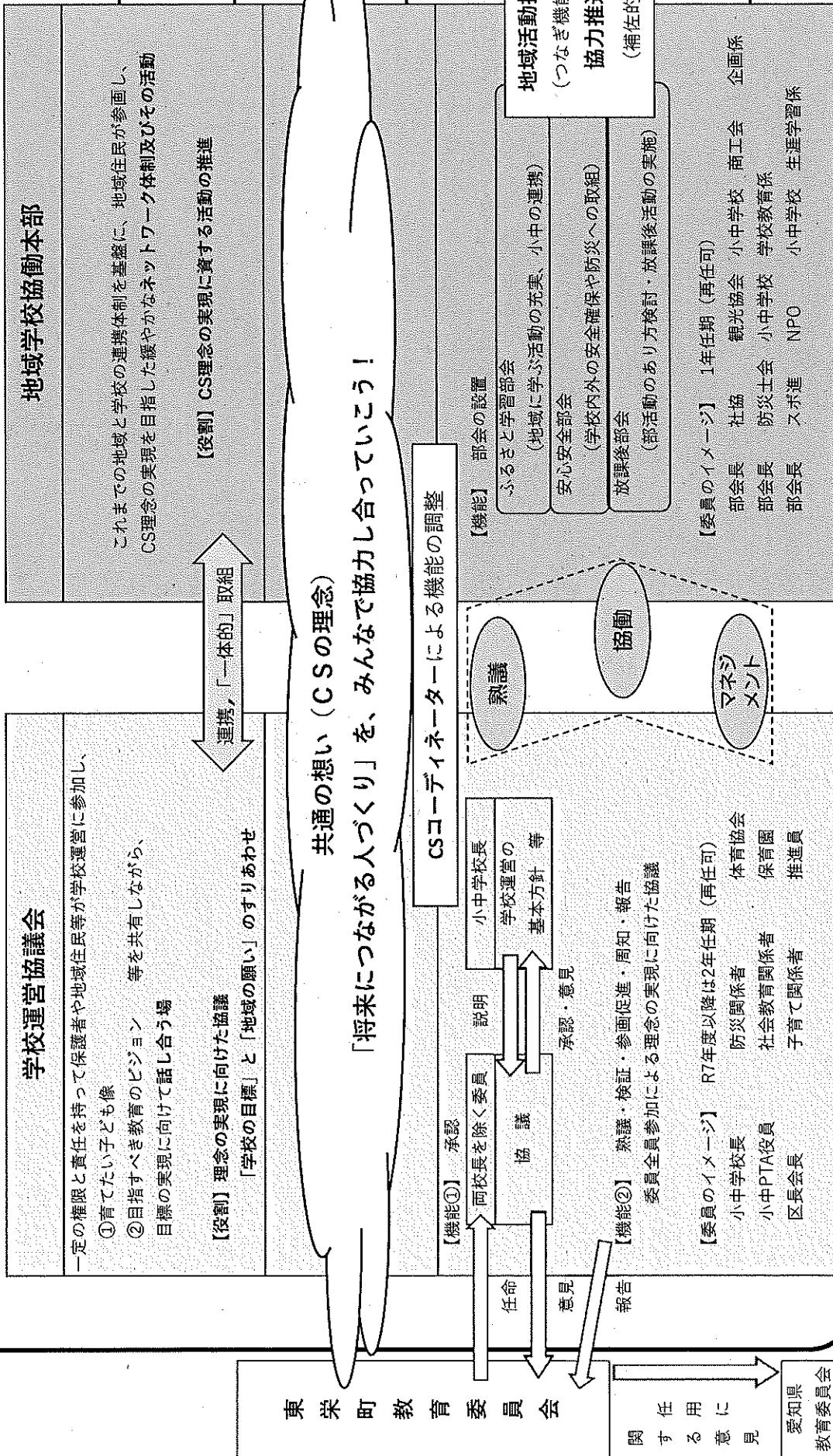
CS導入後



## 概要図

# とうえいコミュニティスクール（案）

東栄小学校・東栄中学校



年間スケジュール（案）

(別添)

	小中学校	ヒューリティスクール（ヒューリシスCS）	教育委員会	総合教育会議
	学校運営協議会	地域学校協働本部	委員の任命（委嘱）	
4月	①学校運営方針の承認	②CS理念の共有・年間計画策定	①及び②の報告	
5月				
6月				
7月	保護者会での報告	⑦各部会の進捗状況共有（地域防災訓練・毎文化祭・その他）	⑦及び⑧の報告	年間計画及び中間報告 前年度評価等の報告
8月		②学校運営に関する協議・研修		
9月			⑦及び⑧の報告	
10月		⑤各団体等の取り組み発表 (文化祭や作品展示を活用)		
11月		③学校運営に関する協議 教職員の任用について	⑦及び⑨の報告	
12月	保護者会での報告			
1月				期末報告
2月		④協働活動の評価		
3月	保護者会での報告 次年度方針検討	★活動報告・自己評価の公表	★の報告	